

コンプライアンス指針

2019年4月1日制定

札幌軟式野球連盟

【背景】

スポーツ界においては、パワーハラスメント(以下「パワハラ」という)やセクシャルハラスメント(以下「セクハラ」という)に関する不祥事が大きな社会問題となり、悪い意味において、世の中の注目を集めているという憂慮すべき事態を勘案し、その防止策を講じるために注意喚起や意識醸成に向けた周知が行われているが、軟式野球を愛好する関係者においても、パワハラ・セクハラはもちろん、体罰や暴言などの暴力的行為に対する「防止と根絶」を図るべく、次の「指針」を定めて遵守の徹底を図るものとする。

【「行動」に関する規範】

札幌軟式野球連盟(以下「札幌連」という)の会員は、体罰や暴力行為をはじめ、暴言やいじめ、パワハラ・セクハラ等の排除に努め、良識と社会規範を守り、回りから信頼される人間として、次のことを日常的に認識して行動しなければならない。

- ① 法令等、社会における規範を遵守し、良識ある社会人としての行動を心がけること。
- ② 公共の場における行動、言動、服装等には十分注意を払うこと。
- ③ 何人に対しても攻撃的、差別的な行動や言動を取らないこと。
- ④ 環境に関する法律や条例等を遵守し、環境保全に努めること。
- ⑤ 常にスポーツマンシップに則り、フェアプレーの精神を尊重し、試合においては、対戦相手や審判員等への敬意を常に持ち続けること。
- ⑥ 札幌連会員登録や大会参加申し込み等においては、虚偽や不正を行わないこと。

【「体罰・暴力行為・いじめ」の根絶】

選手の指導等に当たっては、「体罰」(肉体的な苦痛を与えるような懲戒)や「暴力行為」(言動により相手を精神的に傷つけることも含む)、「いじめ」を厳に慎み、選手はもちろん保護者等関係者の人格を尊重し、次のことを常に認識して行動しなければならない。

- ① 指導者はいかなる状況・場面においても「体罰」を行ってはならない。暴力行為では問題の根本的解決にはならないことを常に意識し、話し合いで解決するなど、適切な対応を心がけ、相互理解に努めること。
- ② 暴言・脅迫・威圧・侮辱などにより、相手の人格を否定したり、存在を無視するような精神的な苦痛を与える「言動」は厳に慎むこと。

- ③ 指導する立場と指導される立場の関係において、選手は、体罰や暴行を受けた場合、それを拒否したり、否定したりする意思表示が難しい場合が多いことから、指導する立場の人間は、常に前項の2項を意識し、厳守すること。

【「個人情報」の保護管理】

情報通信社会の進展の中、会員の住所・氏名はもちろん、生年月日や会社名・学校名などの個人情報は、厳正な管理のもと、常に適正な取り扱いに努めなければならない。

① 法令等社会的規範の遵守

「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする社会的規範等を遵守する。

② 適切な管理

個人情報については、札幌連はもとより、関連機関などの取り扱う単位毎に「管理責任者」を定めるなど、日常業務においてその重要性を認識し、適切な管理を行うこと。

③ 適切に取得、利用、提供

個人情報は、その利用目的明確にして、適正かつ公平な手段で取得し、必ず目的の範囲内で利用すること。また、あらかじめ本人の同意や法令等、特別な状況がある場合を除き、その情報を第三者に提供してはならない。

④ 安全性の確保

個人情報の安全性を確保するため、電子データにおける不正アクセスや紛失、破壊、改ざん、漏えいに努めること。

⑤ 情報提供者の権利尊重・援護

情報提供者からの当該個人情報の開示や訂正、削除などが求められたときは、其の権利を尊重し、本人確認を行った上で、法令や慣行などに照らし合わせて適切な対応を行うこと。

指導者の心得

- ① 常にプレーヤーが主役であることを意識すること。
- ② 自分自身の言動による影響力を自覚すること。
- ③ 選手等の言動について理解を深めること。
- ④ 失敗は成長の糧とし、スポーツを楽しみ、好きになるよう指導すること。

【報告・処分処置等】

前述以外については、公益財団法人日本スポーツ協会や公益財団法人北海道スポーツ協会からの周知文書や公益財団法人全日本軟式野球連盟や北海道軟式野球連盟の倫理規定等及びガイドラインなどを準用することになるが、現実にこのコンプライアンス指針に違反し、体罰や暴力行為、パワハラ、セクハラ等が発覚した場合

は、その事実関係を把握、調査し、その内容を上部団体に報告し、上部団体と協議のうえ、当該者に対して適切な対応をすることができるものとする。